

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例第19条第1項の規定に基づき，下記空き家等に対し，緊急安全措置を実施しましたが，当該空き家等の所有者等の連絡先を確知することができないため，同条第2項の規定に基づき公告します。

平成29年2月20日

京都市長 門川 大作

- 1 空き家の敷地の所在地
京都市東山区馬町通大和大路東入五丁目下馬町498番2
- 2 空き家の構造及び規模等（登記情報による。）
木造瓦葺平家建 28.76平方メートル
- 3 緊急安全措置の内容
建物北面の下屋外壁トタン貼付け及び植栽の伐採
- 4 措置の実施日
平成28年6月30日

（都市計画局まち再生・創造推進室）